

| | | |
|---------------------------|--|---------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 1 | 「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」 について | 平成25年5月30日 保 安 課 |
|---------------------------|--|---------------------|

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第15条に規定する認知機能の低下の状況を判断する基準に係る配点方法、計算式等の見直しを行うもの。

2 内容

(1) 認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等の見直し

銃砲刀剣類所持等取締法上、猟銃等の所持許可又はその更新を受けようとする者で年齢が75歳以上のものは、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受けなければならない。都道府県公安委員会は、この検査の結果が「内閣府令で定める基準」に該当する者に対し、その者が認知症であるかどうかについて、医師の診断を受け、診断書を提出すべきことを命ずることができる。とされている。

当該診断の結果、その者が認知症である場合には、猟銃等の所持許可の欠格事由に当たることとなる。

平成23年度に警察庁が実施した調査研究(※1)において、認知症患者と健常高齢者がより顕著に区別されるような配点方法、計算式等の設定についての検討等を行った結果を踏まえ、今回、上記「内閣府令で定める基準」を改めるもの(※2)。

※1 「講習予備検査等の検証改善と高齢運転者の安全運転継続のための実験の実施に関する調査研究(Ⅱ)」

※2 本年1月、道路交通法施行規則において同様の改正を実施済み。

(2) 施行期日

平成25年9月1日

(3) 経過措置

改正案の施行前に受けた認知機能検査の結果については、施行後においても、改正案による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する基準に従って取り扱う旨の経過措置を設ける。

3 意見公募手続の実施結果

平成25年4月12日(金)から平成25年5月11日(土)までの間、意見公募手続を実施したところ、2件の意見が寄せられた。

1 指定の確認の概要

平成25年4月12日、兵庫県及び東京都の公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 六代目山口組（主たる事務所：兵庫県、代表する者：篠田建市、構成員：約12800人）
- (2) 稲川会（主たる事務所：東京都、代表する者：辛^{しん}炳^{へい}圭、構成員：約3700人）
- (3) 住吉会（主たる事務所：東京都、代表する者：西口茂男、構成員：約5000人）

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日（平成22年6月23日）以降も、各団体の暴力団員は、各団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、多数の者が恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為等により中止命令等を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、各団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部暴力団員数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

3 今後の予定

- (1) 5月30日 国家公安委員会による確認
兵庫県及び東京都の公安委員会へ確認結果通知書を送付
- (2) 6月17日 官報公示、各団体へ指定通知書を送達
- (3) 6月23日 指定の効力発生

1 留置施設の巡察の実施

警察庁は、平成24年度中、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律に基づき、全国警察の274留置施設(本庁実施～81施設、管区警察局実施～193施設)に対して巡察を実施した。

2 巡察実施結果

国家公安委員会規則で定められた実施項目、警察庁訓令で定められた実施細目及び総務課長が定める重点項目に基づき検証した結果、指摘事項なしの施設は130施設(約47%)であった。

なお、主な指摘事項は次のとおりである。

第1 留置施設の管理運営に関する事項

1 留置業務管理者による関係者に対する指揮監督に関すること。

- 補勤者、当直責任者等署員に対する戒具使用訓練が行われていない。(5県6施設)

2 留置担当官による留置施設の管理に関すること。

- 処方薬の残数と管理簿冊の現在数が合致しない。(13県・21施設)
- 金属探知器が反応しているにもかかわらず、その原因を確認しないなど、身体検査が形式的であった。(9県・12施設)
- 簿冊の数字の訂正方法が不適切である。(20県・45施設)

3 留置管理業務と捜査との区別に関すること。

- 当該捜査に従事する職員が護送員となっている護送がある。(4県・15施設)

第2 被留置者の処遇に関する事項

1 被留置者の性別、地位その他の属性に応じた処遇の実施に関すること。

- 診療護送が行われているが、診療に至る愁訴の状況や診療結果が動静簿に記載されていない。(3県3施設)

2 留置施設の規律及び秩序を適正に維持するために執る措置並びに不服申立ての処理に関すること。

- 被留置者が反則行為をしたにもかかわらず、禁止措置の適用の検討がなされていない。(4県10施設)

3 今後の取り組み

平成24年度の巡察で指摘した事項について、必要な改善策がとられているかを本年度の巡察時に検証する。

1 経緯

平成24年8月に発出された「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策のうち、施策3「女性被害者等に対する対応強化」及び施策10「女性警察官の採用・登用の拡大」の推進に際し、5名の部外有識者による検討会が開催され、その報告書が取りまとめられたもの。

2 検討会の実施

本年1月以降、「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する検討会」（座長：前田雅英首都大学東京教授、副座長：番敦子弁護士）を開催し、「女性被害者等への対応強化のための取組」、「女性警察官の採用・登用の拡大を踏まえた施策の在り方」及び「今後の組織の在り方」について幅広く議論（全4回）。

3 報告書の概要

(1) はじめに

(2) 第1 女性の視点を一層反映した今後の警察の在り方

- 1 現状認識
- 2 今後の警察の在り方

(3) 第2 女性の力を活用した強く優しい警察に向けて

- 1 新しい理念
- 2 頑張る女性に対する「チャレンジ支援」
- 3 多様な働き方の確保
- 4 大胆な採用の拡大へ

(4) 第3 女性被害者等への対応強化

- 1 女性被害者・相談者が相談・届出しやすい警察へ
- 2 夜間・休日を含めて女性警察官が必要とされる場合に対応できる警察へ
- 3 女性の犯罪被害、再被害を防止するために

(5) おわりに

4 報告書の公表に際して

(1) 対外対応

- 28日（火） 記者レク
30日（木） 前田座長から国家公安委員会委員長に報告書を手交

(2) 都道府県警察への対応

- 先月以降 各管区単位で担当者に対するヒアリングを実施
30日（木） 報告書を各都道府県警察に通知。別途、報告書の趣旨を踏まえた課長通達を発出予定。

1 自動車安全運転センター

自動車安全運転センターは、自動車の運転に関する研修の実施、運転経歴に係る証明書及び交通事故に関する証明書の交付並びに交通事故に関する調査研究等を行っている法人であり、東京都所在の本部、茨城県所在の安全運転中央研修所のほか、全都道府県に51事務所を置き、合計約450人の職員を擁している。

2 評議員会

自動車安全運転センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされており、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可（長官専決）を受けて、理事長が任命することとされている。

3 今回の認可申請

今回、評議員3名の任期満了等に伴い、1名の再任及び2名の就任について認可申請がなされたことから、平成25年5月23日付けで長官専決により認可した。

○ 名尾 良泰（一般社団法人日本自動車工業会副会長）

※ 以上、再任者

○ 矢代 隆義（一般社団法人日本自動車連盟副会長）

○ 身吉 英孝（全国共済農業協同組合連合会全国本部自動車部長）

※ 以上、就任者（2名）

1 概要

昨年5月末以降に実施した緊急合同点検の結果を受け、本年1月に対策が必要な箇所等を取りまとめたところであるが、これら通学路対策の平成24年度末における推進状況及び今後の取組について報告するもの。

2 点検の実施結果（平成24年11月30日現在）

- 緊急合同点検実施箇所数 80,161箇所
- 対策必要箇所数 74,483箇所
うち警察が対策を実施する箇所 19,715箇所

3 点検結果を踏まえた対策の推進状況

警察が対策を実施する19,715箇所において、約26,000の対策を講ずることとしているが、平成24年度末までに12,263箇所の対策を完了した。

警察が講ずべき約26,000の対策内容と推進状況は下表のとおり。

| 対策内容 | 対策総数 | うちH24.11末までの実施数 | うちH24年度末までの実施数 | うちH25年度末までに実施予定 | H26年度以降に実施予定 |
|---------------|--------|------------------|-------------------|-------------------|--------------|
| 信号機の新設、歩車分離化等 | 4,098 | 833 | 1,800 | 2,863 | 1,235 |
| 横断歩道の新設、更新等 | 9,451 | 3,420 | 6,277 | 8,788 | 663 |
| 通行禁止規制の実施、変更 | 506 | 50 | 145 | 354 | 152 |
| 道路標識の新設、更新等 | 4,429 | 1,493 | 2,619 | 4,200 | 229 |
| 道路標示の新設、更新等 | 3,254 | 1,338 | 2,372 | 3,221 | 33 |
| その他 | 4,636 | 1,867 | 3,111 | 4,316 | 320 |
| 合計 | 26,374 | 9,001 (34.1%) | 16,324 (61.9%) | 23,742 (90.0%) | 2,632 |

4 今後の予定

5月31日付けで、対策の着実な推進及び今後の継続的な取組等を内容とする3省庁連名の通知文（別紙）を、各県・政令市の教育委員会、各地方整備局等の道路管理者、各都道府県警察に発出して、今後も、学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携した通学路対策の推進を図る。